

(四) 日本労働総同盟大阪府支部規約制定委員会

客自予ニ開催(予ニ十日情報等)ノ日本労働総同盟大阪府支部規約制定委員会ノ提議セル同盟労働者統制権規約中法安登定容法  
予十七条ノ抵触ノ虞アリトシテ同盟労働者ニ確定ニ至ラサレバ十月四日  
予予務所ニ規約制定委員会ニ諮問ヲ開催討議上九記ノ  
通り修正シ近ク発表ヲスル趣ナリ

予四条中「援助ヲナサザルニトス」ヲ「ナサザルニトサルベシ」ト修正

予五条中後段ヲ「十日間ヲ過クルモ解決セサルトキハ各組各ニ於テ

同憶罷業ヲ決行セシムル場合執行委員会ハ之ヲ認

ムレト修正

予六条 削除

(十一月十日)

参照

大阪聯合會同盟罷工規約草案 (抄)

予五条 聯合會長ハ紛議ノ起リタル組合ノ報告ニ接シタルトキハ直ニ執行  
行委員会ニテ真相ヲ調査セシメ必要ト認ムル場合又ハ組合ノ

請求アリタル時ハ直ニ執行委員会ヲ召集シ二十四時間以内ニ

一回答ヲスルベシ

予六条 各組合ハ執行委員会ノ許可ナクシテ罷工ヲナスコトヲ得ス然レバ許可

ナクシテ決行セシ場合ハ本聯合會ハ援助ヲナサザルニトス

予五条 (情報予廿一回巻面)

予六条 (一三)

あ